

## ○ 脳卒中の急性期治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を脳卒中の急性期治療を担う医療機関として位置づけた。

〈選定要件〉 脳卒中専門医療機関であること

参考) 脳卒中専門医療機関選定基準

### (1) 人員体制

- 専任の神経内科専門医及び脳神経外科専門医が常勤で配置されていること。  
ただし、当分の間は、神経内科専門医又は脳神経外科専門医のいずれかの医師が常勤で1名以上配置されていればよいものとする。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が配置されているなど、急性期の段階からリハビリテーションを開始できる体制が整っていること。
- 医師、看護師その他の医療従事者が共通の診療方針に基づき、それぞれの役割分担と連携のもとに、適切な医療が常時提供できる体制が整っていること。
- 脳卒中評価スケールなどを用いた客観的な神経学的評価が24時間実施可能であること
- 呼吸、循環、栄養等の全身管理、及び感染症や深部静脈血栓症等の合併症に対する診療が可能であること
- 適応のある脳梗塞症例に対し、来院後1時間以内（発症後3時間以内）に組織プラスミノゲン・アクチベータ（t-PA）の静脈内投与による血栓溶解療法が実施可能であること

### (2) 施設

- 脳卒中に係る第二次救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室等）及び優先病室等が整っていること。
- 必要に応じ、脳卒中の重症救急患者を受け入れるため、脳卒中専用病室（SCU）や脳卒中専用病棟（SU）を設けるものとする。

### (3) 設備

- 脳卒中に係る第二次救急医療施設として、脳血管撮影、CT、MRI等の画像診断装置をはじめ必要な医療機器を有していること。また、脳卒中の早期診療が行えるよう、原則として、これらの医療機器は常時使用できる体制が整っていること。

### (4) その他

- 救急告示医療機関として、救急搬送機関からの搬送患者を積極的に受け入れている実績があること。
- 初期救急医療施設等で脳卒中診療に携わる医師等の医療従事者を対象とした研修会等を実施し、地域の医療機関の診療機能の強化に貢献するとともに、地域の医療機関との連携体制の構築に努めていること。
- 救急救命士等を対象とした病院実習や講習会を積極的に実施し、救急救命士等の資質の向上に貢献するとともに、救急搬送機関との密接な連携体制の構築に努めていること。